

議案第10号

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例（令和3年杉並区条例第3
2号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和5年5月1日」を「令和5年8月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会教育センターの利用料金を定める規定等の施行期日を改める必要がある。

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 この条例は、 <u>令和5年8月1日</u> から 施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行 する。 (1)及び(2) 略 2～6 略	1 この条例は、 <u>令和5年5月1日</u> から 施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行 する。 (1)及び(2) 略 2～6 略